

令和4年広審第13号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月14日07時00分

香川県地蔵崎南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA                      モーターボートB

登録長	7.61メートル	7.27メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	129キロワット	52キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室右舷側に舵輪及び計器盤を、同左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機をそれぞれ備え、笛を有するFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和3年10月14日05時50分岡山県宇野港を発し、地蔵埼南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、地蔵埼南方沖合に多数の釣船が漂泊するのを認めたので、釣船群から離して釣りをすることにし、06時58分地蔵埼灯台南方1,200メートル付近に至って機関を中立運転とし、船首を北方に向けて漂泊を始め、釣りの準備をするよう同乗者に促して周囲を見渡したところ、左舷船首方にBを初認した。

a受審人は、06時59分少し過ぎ地蔵埼灯台から193度（真方位、以下同じ。）1,200メートルの地点で、船首が000度を向いていたとき、Bが左舷船首58度320メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のBが漂泊中の自船を避けるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bに対して避航を促す音響信号を行わず、更に同船が接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、釣りの準備をしながらふと左舷方を向いたところ、至近に迫ったBを認めて大声で叫んだが、効なく、07時00分地蔵埼灯台から193度1,200メートルの地点にお

いて、Aは、船首が000度を向いたまま、その左舷中央部にBの船首が前方から58度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、中央部にGPSプロッター、右舷後方に舵輪及び機関操縦ハンドルを備えた操縦区画を船体中央部に設け、同区画後方の両舷に渡した板に取付けた椅子を操縦席とするFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日06時00分岡山県山田港を発し、地蔵埼南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、b受審人は、11ノットを超える速力で航行すると船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた姿勢では、正船首から両舷各5度の範囲に死角を生じることから、平素は立って操船に当たるなどして死角を解消していた。

b受審人は、06時52分半少し前地蔵埼灯台から279.5度1.63海里の地点で、針路を122度に定め、13.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操縦席に腰を掛けたままで操船に当たり手動操舵によって進行した。

b受審人は、06時59分少し過ぎ地蔵埼灯台から208度1,140メートルの地点に至ったとき、正船首320メートルのところ、Aを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊中であることが分かり、その後Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣船群以外に他船はいないものと思い、立って操船に当たるなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを避けることなく進行し、Bは、原針路、

原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは操舵室を圧壊し、Bは船首外板に亀裂及び擦過傷を生じたが、のちいずれも修理された。

#### (航法の適用)

本件は、地蔵埼南方沖合において、航行中のBと漂流中のAが衝突したもので、衝突地点付近が海上交通安全法の適用海域であるものの、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂流中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、地蔵埼南方沖合において、釣り場に向けて航行中のb丸が、見張り不十分で、前路で漂流中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、地蔵埼南方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、船首方に死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣船群以外に他船はいないものと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のAに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

a 受審人は、地蔵埼南方沖合において、釣りの目的で漂泊中、航行中のBを認めた場合、同船との衝突のおそれの有無を判断できるよう、Bに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中のBが漂泊中の自船を避けるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けてBとの衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月1日

広島地方海難審判所

審判官 丸 田 稔